

最高裁判所（第一小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号 不当税金
国家賠償請求上告及び上告受理申立て事件

国側当事者・国

平成27年5月27日棄却・不受理・確定

（控訴審・名古屋高等裁判所金沢支部、平成●●年（〇〇）第●●号、平成27年1月21日判決、
本資料265号－6・順号12589）

（第一審・金沢地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成26年10月6日判決、本資料26
4号－159・順号12540）

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項
所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単
なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認めら
れない。

平成27年5月27日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 大谷 直人

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 山浦 善樹

裁判官 池上 政幸

裁判官 小池 裕

当事者目録

上告人兼申立人	甲
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	大西 篤史